

奈良県部活動の在り方に関する方針 Q&A

- Q 1. 自校の活動方針及び活動計画等を公表する方法にはどのようなものがありますか。
- A. P T A総会での説明や学校便り、ホームページへの掲載など様々な方法が考えられます。
- Q 2. 適正な数の運動部及び文化部とは、どのように判断すればよいのですか。
- A. 生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況等を踏まえるととともに、校務分掌などを考慮し、複数顧問制がとれるなど、1人の顧問に負担が偏らない数を検討してください。
- Q 3. 「生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部及び文化部の設置を推進する。」とありますが、すべての生徒のニーズに応えようとすると無理が生じるのではありませんか。
- A. 生徒の要望も加味しながら、地域や学校の実態に即した部活動の設置をお願いします。
- Q 4. 「参加する大会等を精査する。」とありますが、今まで出場していた大会等であっても出場してはいけないということでしょうか。
- A. 部活動の実施状況や部員数など様々な観点から、出場する大会等（公式戦やコンクールなど）を検討してください。また、大会等を主催する側も、開催の時期や日程、大会数など検討していく必要があります。
- Q 5. 生徒の活動の中でどこまでが活動時間に含まれますか。
- A. 一般的には、運動部については、準備運動の開始から整理運動の終了までを活動時間と判断しており、文化部についても、これに準じた活動が行われる時間を活動時間と判断します。
- Q 6. 半日授業の日でも、活動時間は2時間程度となるのでしょうか。
- A. 学期中の平日においては、半日授業であっても、活動時間は2時間程度です。
- Q 7. 土日や休日に、午前中1時間30分、昼食休憩を挟んで午後から1時間30分という活動時間の設定は可能ですか。
- A. 活動の効果や生徒、顧問の負担等を考慮し、計画段階から十分な検討をお願いします。また、活動場所に制約がある場合は、該当する部活動同士で検討するなど、効率的・効果的に部活動が運営できるようにしてください。
- Q 8. 大会等で、宿泊を伴う場合の活動時間の取扱はどのようになりますか。
- A. 大会等の際に、活動時間が方針で定められた時間を超えてしまうことが予想されますが、大会等の後に適切な休養日を設定するなどしてください。
- Q 9. 活動の分野や種目の特性によって、同じ2時間でも活動量に差が出ると思いますが、同じ時間設定でないとだめなのではないでしょうか。
- A. 効率的・効果的な活動となるように工夫をすることで対応をお願いします。そのた

め、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、中央競技団体に対して、また、文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、文化部活動に関わる各分野の関係団体等に対して、指導手引を作成することとしています。

- Q10. 大会等の日程の関係で、週に2日の休養日が設定できない場合はどのようにすればよいですか。
- A. スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」3-オ、及び文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」3-オにあるように、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられます。
- Q11. 長期休業（夏休み、冬休み、春休み）中の活動時間が3時間程度ということは、長期休業中の月～金の休養日は学期中の土曜日及び日曜日と同じ扱いでよいのでしょうか。
- A. そのように考えて差し支えありません。
- Q12. 休日に3時間程度の活動時間を設定したときに、特業手当はつかないのでしょうか。
- A. 特業手当については、これまでどおり、3時間の部活動指導では手当は支給されません。現行制度としての特業手当は、途中休憩やミーティング等も含め、実際に生徒への指導時間が4時間以上となるケースについて定額を給付する制度となっています。

「奈良県部活動の在り方に関する方針」は、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、及び平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、生徒の健全な成長の促進や教員の業務負担軽減を目指し、各学校において適切な部活動運営を図るため策定したものです。

ガイドライン及び方針について十分に御了知いただくとともに、ガイドラインや方針で定められた内容について守られていないことが恒常的になっている状況で、万が一事故等が発生したとき、重大な過失として責任を問われる可能性があることをお知りおきください。またこのような場合、死亡や重篤な後遺症を負ったケースでは補償問題に発展する可能性があり、安全配慮義務が十分に果たされていなかったことを問われることがあります。

各学校においては、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「奈良県部活動の在り方に関する方針」及び学校の設置者が策定する「設置する学校に係る部活動の方針」を十分に把握し、実践していただき、適切な部活動運営をお願いいたします。